平成 26 年 5 月 15 日

各　位

上場会社名 ワイエスフード株式会社
代表者 代表取締役社長 緒方 正憲
（コード番号 3358）
問合せ先責任者 管理本部長 岩下 征吾
（TEL 0947－32－7382）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 20 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

（1）会計監査人に関し、選任方法、任期、報酬等に関する事項を、変更案第 38 条から第 40 条で明確化するとともに、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるため、法令の規定する範囲内でその責任を限定する契約を締結できる旨の規定を、変更案第 41 条として新設するものであります。

2. 変更箇所

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
【新設】	第6章　会計監査人
【新設】	第38条　（選任方法） 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
【新設】	第39条　（任期） 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
【新設】	第40条　（報酬等） 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。
【新設】	第41条　（会計監査人の責任免除） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章　計算	第7章　計算
第38条～第41条【条文省略】	第42条～第45条【現行どおり】

以上